

Weekly Report

第403号
平成29年4月3日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

4月から適用となる主な社会保障関係

4月から適用が開始される社会保障制度の主な改正等は以下の通りです。

◎協会けんぽの健康・介護保険料率の改定…都道府県ごとに設定されている健康保険料率が改定されます（据置きの地域もあります）。また、40歳～64歳が負担する介護保険料率は、全国一律で1.65%に上げられます。

◎子ども・子育て拠出金率の引上げ…0.23%になります。

◎雇用保険料率の引下げ…一般は0.9%（事業主負担は0.6%）、農林水産・清酒製造は1.1%（同0.7%）、建設は1.2%（同0.8%）になります。

◎短時間労働者に対する社会保険の適用対象拡大…500人以下の企業も労使の合意に基づき申出をした場合、一定の短時間労働者を健康保険・厚生年金保険の適用対象にできます。また、地方公共団体は規模にかかわらず適用となります。

◎在職老齢年金に係る支給停止調整変更額の改定…支給停止額の計算に用いる65歳未満の支

給停止調整変更額と、65歳以上の支給停止調整額が46万円に下げられます。

◎国民年金保険料の引上げ…月額16490円になります。

◎年金額の引下げ…28年度から0.1%下げられます。

◎後期高齢者の保険料軽減特例の見直し…一定所得以下の方に対する所得割額の軽減措置が5割軽減から2割軽減になります。

◎児童扶養手当等の引下げ…28年度から0.1%引き下げられます。

知って得する印紙税の基礎知識

領収書や契約書などの印紙税法に規定された課税文書には、記載されている金額に応じて定められている印紙税が課せられます。印紙を貼り忘れた場合や、印紙に消印しなかった場合は過怠税が課せられますので、注意しましょう。

領収書については、記載金額5万円以上が課税対象となりますが、例えば、税込金額52920円の場合は、「52920円（うち消費税3920円）」のように消費税額を区分記載することで、記載金額は49000円として扱われ、印紙税は課せられません。

なお、印紙税は紙文書の現物を交付した場合が対象となるため、電子文書は対象外です。

★★★4月のチェックポイント★★★

※1月に住民税の「給与支払報告書」を提出後、退職などで4月1日現在在職していない社員は「給与所得者異動届出書」を、今年は4月17日（月）までに市町村へ提出します。

※新入社員や扶養親族に異動があった社員から「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けます。

※所得税の振替納税は4月20日（木）、消費税は4月25日（火）となります。

※春の全国交通安全運動が4月6日～15日までの10日間実施されます。